

健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月1日から本格施行されたことにより、全国の都道府県や市町村は毎年、前年度決算において、財政の健全性に関する比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で、議会に①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）と⑤資金不足比率の5つの比率を報告し、かつ公表することとなりました。

これは、財政の健全性に関する比率を公表し、その比率に応じて「財政の早期健全化及び財政の再生」並びに「公営企業の経営の健全化」の計画を策定することにより、財政の健全化を図ることを目的とされたものです。

なお、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になった場合には自主的な改善による「財政健全化計画」を、財政再生基準以上となった場合には、国の関与を伴う「財政再生計画」を議会の議決を経て策定することが義務付けられました。

また、公営企業会計ごとの資金不足比率についても、経営健全化基準以上となった場合には、自主的な改善による「経営健全化計画」を議会の議決を経て策定することが義務付けられました。

1. 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計

一般会計	一般会計等	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計等に属する特別会計 ※本町はありません						
特別会計	公営事業会計					
国民健康保険特別会計（事業勘定） 国民健康保険特別会計（診療施設勘定） 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計						
水道事業会計（水道事業） 水道事業会計（簡易水道等事業） 下水道事業会計（公共下水道事業） 下水道事業会計（農業集落排水処理事業） 下水道事業会計（個別排水処理事業） 工業団地造成事業特別会計 住宅団地造成事業特別会計	公営企業会計					
喜多方地方広域市町村圏組合、福島県市町村総合事務組合、福島県後期高齢者医療広域連合						
(公社等に対して損失補償的なものがある場合)						

2. 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	比率増減	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	—	15.0%	20.0%
② 連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%	30.0%
③ 実質公債費比率	11.5%	12.1%	▲0.6	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	65.4%	78.2%	▲12.8	350.0%	
⑤ 資金不足比率	令和6年度	令和5年度	比率増減	経営健全化基準	
水道事業会計 (水道事業)	—	—	—	20.0%	
水道事業会計 (簡易水道等事業)	—	—	—		
下水道事業会計 (公共下水道事業)	—	—	—		
下水道事業会計 (農業集落排水処理事業)	—	—	—		
下水道事業会計 (個別排水処理事業)	—	—	—		
工業団地造成事業特別会計	—	—	—		
住宅団地造成事業特別会計	—	—	—		

※①及び②は、実質赤字額がないため「—」で表示しています。

※⑤は、資金不足額がないため「—」で表示しています。

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（地方公共団体の標準的な一般財源の収入額）に対する比率

(算式)	
$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	実質赤字はありません（—%）

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

(算式)	
$\frac{\text{連結（一般会計等＋公営企業会計）実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$	実質赤字はありません（—%）

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（公営企業会計に対する一般会計からの繰出金のうち元利償還金に充てたもの）の標準財政規模に対する比率（令和3～5年度の3ヶ年平均）

（算式）

$$\frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

11.5%（対前年▲0.6ポイント）。早期健全化基準 25%を下回っています。

※元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

⇒ 元利償還金に対して普通交付税で交付措置されるもの

④ 将来負担比率

公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

（算式）

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

65.4%（対前年▲12.8ポイント）。早期健全化基準 350%を下回っています。

《将来負担額》

（単位：千円、%）

項 目	令和6年度 将来負担額	令和5年度 将来負担額	比率増減	備 考
地方債現在高	6,194,491	6,525,110	▲5.1	一般会計等の地方債の年度末現在高
債務負担行為に基づく支出予定額	—	—	—	借入金の返済に相当するもの
公営企業債等繰入見込額	2,187,314	2,207,664	▲0.9	公営企業会計の地方債償還に係る一般会計からの繰入見込額
組合等負担等見込額	236,648	267,510	▲11.5	一部事務組合等が起こした地方債償還に係る負担等見込額
退職手当負担見込額	783,776	846,255	▲7.4	対象職員全員が、各年度末に自己都合により退職した場合の退職手当見込額
設立法人の負債額等負担見込額	—	—	—	* 負担見込なし
喜多方地方土地開発公社	—	—	—	保証債務がある場合の負担見込額
㈱西会津町振興公社	—	—	—	損失補償がある場合の負担見込額
合 計	9,402,229	9,846,539	▲4.5	

《 充当可能財源等 》

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度 充当可能額	令和5年度 充当可能額	比率増減	備 考
充当可能基金額	1,339,201	1,202,023	11.4	地方債の償還額等に充当可能な基金の歳入見込額
充当可能特定歳入額	169,971	126,326	34.5	地方債の償還財源に充てることができる特定の歳入見込額
基準財政需要額算入見込額	5,794,132	6,071,059	▲4.6	地方債現在高に係る今後の地方交付税算入見込額
合 計	7,303,304	7,399,408	▲1.3	

⑤ 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

(算式)	
$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	該当する公営企業会計において資金不足はありません (－%)

結果公表にあたって

西会津町の令和6年度決算における「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」は、いずれも国が定める基準（「早期健全化基準」、「経営健全化基準」）を下回っています。

令和5年度決算と比較すると実質公債費比率は▲0.6ポイント、将来負担比率は▲12.8ポイントとなりました。

本町のように自主財源が乏しい自治体では、歳入の約4割以上を占める地方交付税の動向が財政運営に大きな影響を与えます。その中で、依然厳しい財政状況を踏まえ、今後も引き続き計画的な地方債の借入れや事業の年度間調整による平準化に努め、将来負担の抑制と事業の選別化に積極的に取り組むとともに、中・長期的視点にたった財政の健全化に努めてまいります。